

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年12月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第60号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第14号」を「第15号」に改め、同条第15号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第34条第4項に規定する」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第67条第1項第1号又は第5号に掲げる事務に係る」に、「右京区役所京北出張所」を「区役所出張所」に改め、同条第16号中「第40条第2項」を「第39条第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条各号列記以外の部分の改正規定及び同条第16号の改正規定は、公布の日から施行する。

(会計室)